

## こども大綱の検討の進め方について

**こども大綱：こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定**

- ◆ こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。既存3大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱）の内容を含む。（法第9条）
- ◆ こども政策推進会議（総理を長とする閣僚会議）が案を作成し、閣議において決定。推進会議は、案の作成に当たり、こども、こどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。（法第17条）
- ◆ こども家庭審議会を活用（こども若者などから意見を聞きながら大綱に向けた意見を取りまとめ）。

### 現時点で想定されるスケジュール

<p>令和4年9月</p> <p>↓</p> <p>令和5年2月</p> <p>令和5年3月</p> <p>内閣官房</p>	<p>こども政策の推進に係る有識者会議（第6回）</p> <p>こどもまんなかフォーラム、関係団体・有識者との対話 大臣による視察・意見交換</p> <p>こども政策の推進に係る有識者会議（第7回）</p> <p>こども政策の推進に係る有識者会議（第8回）</p> <p>こども大綱の検討に向けたこども家庭庁への申送りを取りまとめ</p>
<p>4月</p> <p>5月中</p> <p>夏頃</p> <p>秋頃</p> <p>年内</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>↓</p> <p>こども家庭庁</p>	<p>こども政策推進会議（大綱の作成方針の決定（こども家庭審議会の調査審議を踏まえること等））</p> <p>こども家庭審議会によるこども大綱に向けた意見案（素案）</p> <p>こども家庭審議会委員による公聴会（国民全般/こども若者）</p> <p>こども家庭審議会においてこども大綱に向けた意見の取りまとめ</p> <p>こども大綱の案の作成、パブリコメ（国民全般/こども若者）・こども若者からの意見聴取</p> <p>こども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定</p> <p>こども白書（年次報告）の国会提出</p>